

[資料2-2]

鹿児島県子ども・子育て支援事業支援計画の点検、評価、見直しについて

1 計画の達成状況の点検、評価、見直し

計画の達成状況の点検、評価、見直しについては、県子ども・子育て支援会議の意見を踏まえながら、次のように対応する。

(1) 点検、評価

各年度において、計画に基づく施策の実施状況等について点検、評価を行い、その結果を公表する。

(2) 見直し

市町村においては、計画期間の中間年を目安として、必要な場合には、市町村計画の見直しを行うこととなっていますが、県においては、市町村計画の見直し状況等を踏まえ、必要な場合には、計画の見直しを行うこととします。なお、この場合において見直し後の計画の期間は、当初の計画期間とする。

2 点検、評価の実施方法

○ 毎年度の点検・評価については、個別の進捗状況（アウトプット）を中心に、計画と進捗状況の乖離の有無、また、乖離があった場合は市町村とともにその対応策を検討する。

また、計画全体の成果（アウトカム）については、計画期間中の一定時期に点検・評価を実施する。

○ 点検、評価項目については、計画の第5章「子どもに関する専門的な知識と技術を要する支援等」、第6章「労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携」の各施策は、かごしま子ども未来プラン2015、県母子家庭等及び寡婦自立促進計画、県障害者計画、雇用創出プラン2013などで点検、評価されているため、下記のとおり第4章「教育・保育等の推進」の各項目を重点的に点検、評価することとする。

〈重点項目〉

- ① 教育・保育の量の見込み及び確保方策
- ② 認定こども園における教育・保育の一体的提供と推進体制
- ③ 地域子ども・子育て支援事業の推進
- ④ 教育・保育に従事する者の確保と資質の向上

なお、① 教育・保育の量の見込み及び確保方策に係る点検、評価については、市町村の現状を把握する必要があるため、各市町村において実施する子ども・子育て支援会議の意見を踏まえた点検・評価の結果に基づき実施することとする。

【参考】

○ 国が定めた基本方針

子ども・子育て支援法第60条の規定に基づき、国が定めた基本指針（平成26年7月2日内閣府告示第159号「教育保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」）では、子ども・子育て支援事業計画の達成状況の点検及び評価について、次のように定めている。

市町村及び都道府県は、各年度において、子ども・子育て支援事業計画に基づく施策の実施状況（教育・保育施設や地域型保育事業の認可等の状況を含む。）や、これに係る費用の使途実績等について点検、評価し、この結果を公表するとともに、これに基づいて対策を実施すること。この場合において、公立の教育・保育施設に係る施策の実施状況等についても、その対象とする必要があることに留意が必要である。この際、この一連の過程を開かれたものとするため、地方版子ども・子育て会議を活用することが望まれる。

評価においては、個別事業の進捗状況（アウトプット）に加え、計画全体の成果（アウトカム）についても点検・評価することが重要である。子ども・子育て支援の推進においては、利用者の視点に立った柔軟かつ総合的な取組が必要であり、このような取組を評価するため、利用者の視点に立った指標を設定し、点検及び評価を行い、施策の改善につなげていくことが望まれる。

法の施行後、支給認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、（略）当該認定区分に係る量の見込みと大きく乖離している場合には、適切な基盤整備を行うため、計画の見直しが必要となる。このため、市町村は、支給認定の状況を踏まえ、計画期間の中間年を目安として、必要な場合には、市町村子ども・子育て支援事業計画の見直しを行うこと。都道府県においても、市町村子ども・子育て支援事業計画の見直し状況等を踏まえ、必要な場合には、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の見直しを行うこと。なお、この場合において見直し後の子ども・子育て支援事業計画の期間は、当初の計画期間とすること。

（基本指針第三「子ども・子育て支援事業計画の作成に関する事項」六「その他」3「子ども・子育て支援事業計画の達成状況の点検及び評価」（抜粋）

子ども・子育て支援計画の中間年の見直しについて

1 子ども・子育て支援法に基づく計画の見直し

子ども・子育て支援法に基づき、国が定めた基本指針において、計画期間の中間年を目安として、必要な場合には、市町村においては、市町村計画の見直しを行うこととなっており、県においては、市町村計画の見直し状況等を踏まえ、必要な場合には、計画の見直しを行うこととされている。

(1) 市町村計画に係る教育・保育の「量の見込み」等に係る見直し

〈国の基本指針及び作業の手引きによる見直しの基準〉

- 平成 28 年 4 月 1 日時点の支給認定区分ごとの子どもの実績値が、市町村計画における量の見込みよりも 10%以上のかい離がある場合
- 10%以上のかい離はないが、平成 29 年度末以降も引き続き受け皿の整備を行わなければ、待機児童等の発生が見込まれる場合
- 既に市町村計画において年度ごとに設定した目標値を超えて整備を行った年度がある場合

※ これらに該当しない場合であっても、市町村の判断により見直すことは可能

※ 形式的には上記の場合に該当するものの、特別の事情がある場合には、見直しを行わないこともできる。

〈見直しの方法〉

- 国の手引きを参考に、市町村子ども・子育て支援会議で等の議論を経て、各自治体で判断する。

(2) 県計画に係る教育・保育の「量の見込み」等に係る見直し

- 県計画における教育・保育の「量の見込み」及び「確保方策」については、各市町村計画の数値を各区域の数値としていることから、市町村と調整、協議を行い、各市町村の見直し状況等を踏まえ、見直しを行う。

2 今後のスケジュール（予定）

- 9月末頃まで … 市町村において、教育・保育の「量の見込み」、「確保方策」等の見直し作業
- 12月末頃まで … 市町村計画改定に伴う市町村と県の協議
- 2月頃 … 第 11 回鹿児島県子ども・子育て支援会議における県計画改定案の協議